

告 示

埼玉県告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成三十年関東地方整備局告示第二百七十八号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和七年関東地方整備局告示第五十九号）があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和七年三月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸四百三十二番地

三 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画道路事業三・四・五十四東武動物公園駅東口通り線

幸手都市計画道路事業三・四・七十一下高野杉戸線

幸手都市計画道路事業三・四・七十二清地本町線

四 事業施行期間

平成三十年十二月二十八日から令和十二年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし